

25 未環第12号
平成25年4月18日

関係事業者団体 様

長崎県環境部未来環境推進課長
(公印省略)

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱等の改正について（通知）

長崎県リサイクル製品等認定制度については、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図ることを目的として平成20年度に創設し、運用開始から4年が経過しています。昨年度、リサイクル製品等の更なる品質管理の徹底を図るため、本制度の見直しを行い、関係する実施要綱等の改正を行いました。

ついては、別添のとおり改正内容について送付しますので、リサイクル製品等の優先的な使用についてご協力いただきますお願いいたします。

<送付資料>

- 資料1 改正内容の概要
- 資料2 長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱
- 資料3 長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱の施行に関する要領
- 資料4 長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱に関する取扱要領

<問い合わせ先>

長崎県環境部未来環境推進課

循環・快適環境班 担当 原田

Tel 095-895-2511

FAX 095-895-2566

E-mail s09050@pref.nagasaki.lg.jp